

# いじめ防止基本方針 改訂版

令和8年6月4日(木)  
鹿児島県立南大隅高等学校

## 【いじめ問題への学校の目標および対応の考え方】

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。また、「いじめは、どの学校にも起こりえる」という認識を全ての教職員が持ち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない環境づくり」に取り組む必要がある。また、「いじめは起こりうる」という意識を常に持ち、「重大事態」になることのないように組織的に対応する。

そのためには、いじめの疑いまたはいじめを知り得た職員は決して一人で抱え込まず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者、他関係者との連携を図りながら、学校がチーム一丸となっていじめの未然防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努めることを目標とする。

## 【いじめ防止対策委員会】（毎月1回開催）

- 内容
  - ・年間を通したいじめ防止の取組等についての検討
  - ・年間の活動の評価及び評価に基づく計画の改善
  - ・情報共有・(発見された場合)個々の事案に対する指導方針等の検討
- 構成
  - ・教頭
  - ・生徒指導主任
  - ・担任
  - ・養護教諭
  - ・人権同和教育係
  - ・HR・読書係
  - ・生徒支援チーフ
  - ・SC

## 【学校の取組】

- 未然防止
  - ・学級によるいじめ防止の活動
  - ・自尊心を高める学級活動や学習活動、学校行事への取り組み
  - ・人権同和教育の充実
- 早期発見
  - ・学校ネットパトロール（随時報告）
  - ・学校生活アンケート（記名）の実施
  - ・学校楽しいーとの実施
  - ・教育相談の実施
  - ・休み時間等における生徒の観察
- 対応
  - ・被害者、加害者への適切なケア及び指導
  - ・スクールカウンセラー等の活用
  - ・いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、警察への相談・通報を行う。
- 再発防止
  - ・チェックシートの活用
  - ・校内研修の実施

## 【PTAとの連携】

- 学級PTA
- 学年PTA
- PTA総会

## 【県教育委員会との連携】

- 指導主事の助言
- 研修等への講師派遣

## 【関係機関との連携】

- 警察
- 地域保健福祉課
- 医療機関等

## 【年間計画】

	生徒関係	職員関係	検証関係
4月	いじめ問題を考える週間	校内研修の実施	年間の活動計画の検討
	学校生活アンケート（記名）の実施	アンケート結果共有	アンケート集計ならびに対応
	教育相談の実施	各学年	
5月	情報モラルについての指導（保護者・生徒）	PTA総会	
	学校楽しいーと実施	アンケート結果共有	アンケート集計ならびに対応
6月			
7月	性(命)に関する講演会	全校生徒・職員	学期の取組の総括及び次学期の取組内容の確認・検討
	情報モラルについての指導(生徒)	アンケート結果共有	
	SNSチェックシート実施	職員研修(SNS関係)	アンケート集計
8月			
9月	いじめ問題を考える週間		
	学校生活アンケート（記名）の実施	アンケート結果共有	アンケート集計ならびに対応
	学校楽しいーと実施	アンケート結果共有	アンケート集計ならびに対応
	教育相談の実施		
	携帯・ネット利用実態調査		
	合同LHRの実施（いじめ問題） 関連書物一斉読書		
10月	人権同和講演会の実施(携帯。ネット関係)	生徒指導部で企画・運営	
11月			
12月			学期の取組の総括及び次学期の取組内容の確認・検討
1月	学校楽しいーと実施	アンケート結果共有	アンケート集計ならびに対応
	教育相談の実施		
	学校生活アンケート（記名）の実施	アンケート結果共有	アンケート集計ならびに対応
	統一LHRの実施(人権同和教育)		
2月			
3月			年間の総括及び次年度の取組内容の検討
年間	生徒指導だよりの発行	休み時間等における生徒の観察 いじめ防止対策委員会の定期開催	
	風紀委員の活動(挨拶運動)	生徒指導部・生徒会職員	4月以外通年